

◎日 時	平成31年2月18日（月）午前10時30分～11時17分
◎場 所	北見市役所 北2条仮庁舎 3F 庁議室
◎出席者	浅野目会長、高橋副会長、南保委員、佐藤委員、森川委員、小林委員、 桑原委員、渡辺委員、荒井委員、菅田委員、久保田委員、中島委員、 飯沼委員、尾崎委員、高田委員、因委員、伊藤委員（計17名） （欠席者：藤原委員）
◎事務局	三浦課長、田村係長、中主事補、品田主事 北海道開発技術センター：芝崎拓
◎傍聴者	2名（富樫氏、佐々木氏）

開 会

三浦課長：皆さん、おはようございます。本日は、大変お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。飯沼委員は遅れて来るということなので、只今から、平成30年度第4回北見市地域公共交通会議を開催させていただきます。それでは、まず始めに、委員改選後は初めての会議ですので、委員の皆様方に本来であれば、辻市長から委嘱申し上げるところでございますが、ほかの公務により不在としているため、渡部副市長より委嘱状を交付させていただきます。委員の皆様は、そのまま自席にてお待ちください。

渡部副市長：委嘱状を交付する。南保稔委員から反時計回りに順番に交付する。

三浦課長：以上で、委嘱状の交付を終わります。次に、渡部副市長よりご挨拶申し上げます。

渡部副市長：改めまして、皆さんおはようございます。先ほどご案内がありましたとおり、市長が出張中でありまして、私から今、委嘱状を交付させていただきました。そしてまた、ご挨拶をさせていただきますこととお許しいただきたいと思っております。日頃皆様には何かとそれぞれお忙しい中で、この委員をお引き受けいただき、また、本日の会議にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。ただいま、委嘱をさせていただきました。2年間ということでございますけれど、改めてよろしく願いいたします。急速な人口減少、そして少子高齢化が益々進展しているという事でございまして、地域の生活環境が大きく変わってきていると認識してございます。それぞれ地域の实情にあわせた公共交通のあり方、全国的な課題でありますけれど、当市においても大きな課題となっていると思っております。当会議は、これまでも皆様方のご意見、この交通会議の中でいろいろ現状を把握させて頂きながら夕陽ヶ丘線の開設、それから川東若松地区でのワッカバスの運行等、また、公共交通の利用促進策などについて取組をさせていただいております。市民の利便性向上にむけた取り組みということで、いろいろなご意見をいただきながら取り組んでいくと考えてございます。本日、新しい任期の中での第1回目の会議ということで、報告事項、協議をいただく内容をそれぞれお示ししているところでございます。今後におきましても、皆様方の特段のお力添えを賜りながら、地域交通のあり方進め方、市として行政として進めていくことにつきまして、研究していきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

三浦課長：それでは、渡部副市長につきましては、ここで退席させていただきますので、ご了承いただ

きたいと思います。それでは、本会議の成立について事務局より報告がありますので、お願いします。

田村係長：本日の出席委員数は、飯沼委員が遅れて来ると連絡があったところでしたが、18名中、17名の出席であります。藤原委員は所要により欠席する旨の連絡がございました。北見市地域公共交通会議設置要綱第6条第2項の規定に基づき、半数以上の出席がありますので、本会議が成立していることを、ご報告申し上げます。

三浦課長：それでは、はじめに役員を選出ありますが、会長につきましては、北見市地域公共交通会議設置要綱第5条第2項の規定により、北見市企画財政部長が務めることとなっております。会議開会にあたりまして、浅野目会長よりご挨拶をいただきたいと思います。

浅野目会長：改めましておはようございます。それでは開会にあたりまして、一言ご挨拶をさせていただきたいと思います。ただいま、副市長より委嘱状を交付させていただきましたが、皆様には新たな2年間の任期として当交通会議委員をお願いすることになります。改めましてよろしくお願ひいたします。さて、北見市では北見市地域公共交通計画を策定いたしまして、本計画を基本に事業等を進めてきたところでございます。しかしながら、現計画におけるアクションプランにつきましては、平成31年度までの計画となっております。本年からは次期計画策定に向けた取り組みを進めなければならない年となっております。

本市では、関連する計画である北見市総合計画、また北見市都市計画マスタープランの見直しを進めておりますが、次期の公共交通に関する計画については、よりまちづくりと連携して、人口減少が想定される将来においても、持続可能な公共交通を維持するものに取り組んでいきたいと考えているところでございます。皆様から、更なるご協力をいただければと考えているところでございます。なお、本日は次第にもございますように報告事項3件、それから協議事項2件が用意されているところでございますが、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。2年間お世話になります。どうぞよろしくお願ひいたします。

三浦課長：ありがとうございました。それでは、これからの議事の進行につきましては、浅野目会長にお願ひいたします。

浅野目会長：はい、それでは、議事の方を進めさせて頂きたいと思います。はじめに副会長の指名についてでございます。地域公共交通会議の副会長につきましては、北見市地域公共交通会議設置要綱第5条第3項の規定により、会長が指名することとなっておりますので、私の方からご指名させていただきたいと思います。これまでに引き続き、北見工業大学の高橋委員にお願ひしたいと思いますが、皆さんよろしいでしょうか。…… 賛成の拍手 ……

ありがとうございます。それでは、高橋委員、よろしくお願ひいたします。こちらの席に移動をお願ひいたします。それでは、高橋副会長から、一言ご挨拶をいただきたいと思います。

高橋副会長：皆さんお早うございます。ただいま北見市地域公共交通会議の副会長にご指名いただきました。北見工業大学の高橋でございます。微力ながら会長を補佐し、この会議を皆様とともに支えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

浅野目会長：ありがとうございました。それでは、続きまして、幹事会委員の選任についてでございます。幹事会委員につきましては北見市地域公共交通会議幹事会設置要領第3条により、会長の指名ということでございます。これより事務局の方から幹事会委員の名簿をお配りさせていただきたいと思っております。名簿のとおり7名の皆様に幹事会の委員をお願ひしたいと思っております。

ただいま、事務局の方から幹事会委員の名簿を配布させていただきました。名簿のとおり7名の皆様に幹事会委員をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

……賛成の拍手…… ありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。それでは、次に、議事でございます。報告事項が3件、協議事項が2件ございます。はじめに、報告事項(1)「瑞穂地域スクールバス一般混乗の本格運行について」を議題とさせていただきます。事務局より説明をお願いします。

田村係長 : 事務局の田村です。事前に配布しております資料1の瑞穂地域スクールバス一般混乗の本格運行についての資料をご覧ください。留辺蘂の瑞穂地域において、平成30年4月より北海道北見バス株式会社が運行している「瑞穂線」を休止し、「花園～留辺蘂小中学校間」の瑞穂地域の児童・生徒が利用しているスクールバスに一般住民が乗車できる実証運行をスタートしました。路線バス「瑞穂線」は、平成30年3月まで北海道北見バスが運行していた時、平日3往復の6便が運航されており、土・日・祝日は運休でした。1便あたりの平均乗車人数は1.8人程度でした。瑞穂地域からの利用については、そのうち半数程度1.0人未満でした。スクールバスの運行開始に合わせ、交通の効率化をはかり、一般混乗を開始しました。資料(1)の平成30年4月から平成31年1月末までの実証運行の状況ですが、平日は、高校生の利用を含め、一定程度利用数がありました。土曜日の運行に関しては、一般利用者がわずかな状況でした。三段目は夏休みなど学校の休業日の運行状況となっております。このような乗車状況から瑞穂の地域住民や留辺蘂小中学校と調整したところ、平成31年度スクールバスの住民利用状況についてですが、①土、日曜日・祝日及び12月31日～1月3日を運休することしました。②水曜日の復路3便(ラルズマート留辺蘂店発16:25)を16:30発に変更することとしました。③事業者(北海道北見バス)と協議した結果、休止していた「瑞穂線」は廃止とするをいたしました。資料にお配りしております2枚目のカラー両面の資料がスクールバスのチラシとなっております、変更箇所を追記したものととなっております。以上、報告とさせていただきます。

浅野目会長 : ただいま、「瑞穂地域スクールバス一般混乗の本格運行について」事務局から説明がありました。これに対してご質問等がございましたらご発言いただきたいと思います。

森川委員 : 瑞穂地域の一般混乗の部分なのですが、前回の交通会議の中で説明したときに、料金のことで説明を伺ったのですが、平成30年度の統計で見ると通学生を除く一般市民が1120人ということで、結構あるのかなと。私ハイヤー組合としてここに参加させていただいているのですが、私どもの会社の部分も留辺蘂地区タクシー会社がございまして、一般混乗の部分、そしてこの運行について無料という事ですよ。この部分が通常北見市内であっても当然、市内線であれば210円が掛かりますよね。実際、この瑞穂地区の一般混乗のスクールバス、一般の方に対して年間の部分で北見市として補助事業としていくら位か聞いてみようと思ったのですが、いくら位掛かっているのでしょうか。予算として。

田村係長 : 瑞穂地区のスクールバスは学校の閉校に伴い、スクールバスは学校の教育費とし計上しております。一般混乗に掛かる部分として学校の通学下校以外の部分の経費について、金額は差し控えさせていただきますが、スクールバスの経費に対して7:3の割合で一般混乗分を試算したところであります。

森川委員 : 一般の試算の部分としては、数字的には出てこないということですね。ただ、利用者の部分に関して北見市が瑞穂線について昨年4月からスクールバスの混乗を始めて、私どもタクシー会社の部分に関して、今までのお客さんの部分も含めてタクシーの利用があったのですね。それで前回も申し上げたのですが、無料には敵わない。その部分の中で、今回無料ということで、学校が休みの期間中も当然考慮して、住民のことも考えて運行をしていることを踏まえると、今、北見市がいろいろ予算の部分に関して、なかなか大変だよと聞くのですが、この部分が逆に200円でも、試算をしたときにそういう考え方にはならなくて、実証運行から本格運行に変わっても無料で行くという取り組み方法の部分で、どうしてそうなったのか、私どもにしてみれば、北見市の資産の部分も含めて、無料というのがどうしても納得がいかない。市が決めたことなので致し方ないが、それであれば通常の1次産業、二次産業、二次交通も含めて、その部分を北見市はどう考えているか、お聞きしたいなと思ったのです。市民に皆さんは喜ばしいことだと思いますが、しかしながら、経営的な部分を含めて、北見市の財政という部分をいつも聞いたときに、お金がなかなか無いというお話を聞いて、そのところはどのようなのでしょうか。このままで行くのですか。ずっと。これから無料というような部分で、当然、いま留辺蘂自体は高齢化の中で全道1位ぐらい40%以上の高齢化率ということで、当然、人口減少もそうですけれど、そういう部分に関して勘案しながら北見市も無料という事で交通の部分をやっているのでしょうか。留辺蘂地区に来たときに病院だとかお買物も含めて、ラルズマートという部分になっているけれど、その部分でどうも私どもの部分が、お金が沢山あるのであれば、住民に無料というのも良いのかも知れないが、ある種、交通網の中で違う組織もあるのだよということも、そこら辺も含めたら、その考え方ってイコールなのではないでしょうか。ちょっとそこのお答えだけを聞きたいなと思って、他愛の無い私の質問なのです。

三浦課長 : 森川委員から今ご指摘がありました瑞穂地域の一般利用に関して今、無償ということで利用者に提供させていただいているのですが、当然、市内の中でも殆どが65歳以上の方が多いのですが、高齢者乗車証3年間で3千円を支払っている、そして実施にお金を払っていただいている利用者方との整合性も当然図らなければならないという事もございます。ただ、変更上、一応本格運行になっているのですが、スクールバスなので、お金を取ることが出来ないという部分もあるのですが、ただ、そうは言ってもやはり他の利用者との均衡性を図らなければならないのも事実でございますし、また、路線バスに対する赤字補填も年々上昇している状況でありますので、そういう観点からも、これからになってきますが、その整合をきっちり図りながら、どういう体系で行うべきかをこれから整理しなければならないという考えでございます。

森川委員 : 説明は判りました。実証運行から本格運行になって、三浦課長が述べられた部分というのは、当然どこかでは何か変わった方式でいくのだろうけれど、どこかというのは、年度替りだとかそういうところに持っていくのだろうと思っています。それがやはり市役所のベースの部分なのか、当然お答えの部分としては3年5年スパンということでお話して必ず来るのです。私どもが求めるところはそういうところではないのです。やはり早期、いま2月ですけど4月からの年度はこうしていきましょう、こうしていきましょうと、早い段階でというのが、私どもの願いであって、当然、私の会社の経営的な部分で留辺蘂に車があつてとい

うことで、そこの公共交通という部分の、そちらの部分はどうなのかな。だから、確かに住民のことを考えている部分は、いま三浦課長がおっしゃったように当然、北見市も70歳以上の高齢者は無料になっている。しかしながら65歳以上の人もご利用がある。高校生もご利用があるという部分の中で、これまでそういう考え方で良いのか、それが3年先を見据えたときに、今年が当然、北見市の高齢者の無料バスの時期なのですよね。それが議会便りで1月に載っていましたが、これが3年後に見据えるという言葉が議員さんからの質問の中に市の答弁としてありましたよね。3年後から考えるということが。そして留辺蘂地域のことでなくて、公共交通のタクシーの利用に関しても、あの時には補助はどうでしょうかという議員さんの質問があって、市役所の答弁は、タクシーはバスと違って補助金が国の制度として出ないという事もあって、そこの部分に関しては個人事業主には出すことが出来ないという市役所の回答がありましたよね。確かに個人事業主は一般の普通のトラック会社と違って、我々も個人事業主であるけれど、一般の住民の方を対象にした公共交通と私は捕らえているのです。そこの部分の経営的な部分で、前回もありましたけれど、そこで「する」、「しない」に関しては企業さんが考えることですと言われたことが、私の脳裏にずっと残っているのです。それであれば、採算が取れないのであれば、一発で止めていいのか。それは、逆に企業の私どもが考えて止めていいのか。逆に企業が留辺蘂住民のことを考えているのですよ。逆にするとお年寄りの方の病院、スーパー、ラルズマートなどもあります。足の確保の部分の中で、これだけの赤字だけれど止める訳にはいかないよなど。何とか北見の部分の中で向こうの留辺蘂の補填をして何とかやっているのだけれど、それが、何かこういう様な本格運行に関しても、なかなか市役所の考え方が合致してこない。前回も私は同じことを言ったのですよ。留辺蘂地区のことを考える、当然高齢者のことも考える、足の確保のことを考えることは、私たち企業ではなく行政だろうと私は前から言っていると思うのです。そこを逆にすると、今回の議会便りの中もそうだけれど、3年後にまた、高齢者のバスのことも考えましょう。3年後に考えてどうなのか。北見市の財政ってそんなに豊かなのと私は思っているのです。逆に無料バスもそうですよ。瑞穂でなく違うのも入りますが、先ほど高齢者の無料のことも言いましたが、無料バスになっているから瑞穂地区もそう、スクールバスだからその部分はお金が取れないとなっていますが、貨客混載というのもやっています。バスに荷物を積んで北見から常呂まで運びましょうという事もやっています。これ無料じゃありませんからね。だから家族混乗はどうなのか。そこは無料なのスクールバスだから取れない。その部分の合致しない部分はあるのかもしれないけれど、もう少しその辺の部分も同じ公共交通という、私もこの会議に出席させていただいて、その部分をもう少し議題の部分の中に考えてくれたらなああって、自分らが載せてもらって、本当に市役所さんは前におっしゃったように、企業なのだから赤字だった止めればいいでしょと、本当に考えているのかな、本当に止めていいのと、あるのですよ。だって普通の企業だって、当然マイナスの部分でいつまでもいつまでも補填なんて無いですよ。市役所が個人事業主だからとおっしゃっているのですから、実際に止めていいの。住民の方はどうなるの。絶対市役所さんに行きますよ。留辺蘂の交通網はどうなるのですか。タクシーは止めてしまいました。市役所さんどうか考えてくださいよとなるじゃないですか。前から私は言っているじゃないですか。生田原線がどうになりました。生田原の法人タクシーがあって、止めて、有償運送が始まった。今の現

状はどうか。それが第2の留辺薬になりますよ。その部分でもう少しそこら辺を、私どものデメリットの部分を少しでも補填して、何とか市役所さんをお願いというものを、私が言っているのであって、今回、資料をもらった時に、そうなのか、また本格運行も無料でいくのだ、確かにスクールバスの部分もあるでしょうけれど、これは何とかなると思うのです。普通、スクールバスの部分で混乗は出来ないから、当然、運輸支局さんの認可を貰っているでしょうから、その部分で何とかなるのではないかと、計画の部分でこれからこういうふうに行くといくと市役所さんが言うのですから、行くんでしょうけれど、私どもがそこにひとつでもふたつでも入っていくかどうか判らないけれど、私どもに時間が無いのですよ。3年5年なんて時間が無いのです。だから私は4月年度替りから、いろいろやっついこうと思っていますから、それが留辺薬地区の方にとって、デメリットになるのか、その時に私どもじゃなく市役所さんに行くのではないかと、それで良いのですかという事なのです。私は進んで行きますから。3年5年スパンなんて考えていませんから。赤字赤字のところは何百万何百万と入れていきませんから。4月位からいろいろ考えていますから。ゼロにはしませんけど、少しづつ経費の削減を含めてやっついけます。その辺の部分由市役所さんによろしく考えて欲しいなと。このままの計画でいくのでしょけれど、それがどうなのかな。これまで地域公共交通会議に出させていただきましたが、会議の中のプラスの材料という部分は、当然遅い、先の見通しが、高齢者の部分もそう、3年5年、多分議会のお答えを聞くと、当然3年先だとか考えているのでしょけれど、それでいいのかなあ。ここの部分で考えさせられました。私は自分の会社の部分で、私の会社で考えていくしかないなと思っています。以上それだけです。

浅野目会長 : 他にございますか。それでは、つぎに(2)②「平成30年度地域公共交通確保維持改善事業・事業評価について」を議題とさせていただきます。事務局より説明をお願いします。

田村係長 : 別紙の資料2をご覧ください。平成31年1月22日付で開催いたしました平成30年度第3回北見市地域公共交通会議(書面協議)において、議案第1号「平成30年度地域公共交通確保維持改善事業・事業評価、内容としては地域内フィーダー系統「夕陽ヶ丘線」ならびに「川東・若松地域コミュニティバス」にかかる、平成30年度事業の実施状況の確認、目標達成状況等の評価について審議いただきました。概要としましては、横綴じの資料を参照いただければと思います。平成29年10月から平成30年9月までの補助事業年度において、地域内フィーダー系統である「夕陽ヶ丘線」ならびに「川東・若松地域コミュニティバス」について、事業をおこなった概要と目標達成状況が評価対象であります。1枚目の別紙1④欄ですが、事業実施の適切性について、平成30年度では「地震の影響で運行できない日があったが、計画通り事業実施している」となっております。評価としてはAとなっております。また、目標達成評価については1枚目の⑤欄を参照してください。1段目夕陽ヶ丘線については、利用目標381人/日に対し、417人/日となっております。2段目川東・若松のわかバスでは、利用目標39人/日に対し36人と目標達成とはなりません。要因としては、胆振東部地震で2日間運休となったことや前年と比べ冬の利用が落ち込んでいることから、悪天候の影響により、利用者が外出を控えたと推察します。カラーページの2ページ目ですが、利用促進策として、バス乗り方教室やニュースレターの発行も継続して行っております。以上の事業実施の確認、評価について、交通会議の委員のみな

さまから了承をいただきましたので、北見運輸支局へ公告させていただきました。以上、報告とさせていただきます。

浅野目会長 : たいだいま、「平成30年度地域公共交通確保維持改善事業・事業評価について」報告がございました。たいだいまの報告に対して何かご質問等がありましたらご発言いたしたいと思ひます。よろしいですか。はい、ありがとうございます。それでは次ぎに報告の(3)「ノンステップバス導入の補助事業申請について」を議題とさせていただきます。事務局より説明をお願いします。

田村係長 : 資料3をご覧ください。ノンステップバス導入の補助事業申請についてとあります。項目の1でありますが、国では、バリアフリー法に基づき、ノンステップバス導入を支援しております。項目の2ですが、平成30年3月13日に北見市公共交通会議にて、北見市生活交通改善事業計画「ノンステップバス導入促進事業」を承認し、その後、事業者である北海道北見バスが補助事業を申請し、平成29年度に1台導入いたしました。項目の3になりますが、策定した計画に基づき、平成30年度も引続きノンステップバスの導入について、補助事業に申請するという事をご報告させていただきます。以上です。

浅野目会長 : 「ノンステップバス導入の補助事業申請について」説明がございました。この件についてご質問等がありましたら、ご発言をお願いします。よろしいですか。

はい、ありがとうございます。それでは、続きまして協議事項に入らせていただきます。

(3) ① 「西25号豊田バス停留所の新設について」を事務局より説明をお願いします。

田村係長 : 資料4の西25号豊田バス停留所の新設についてという資料と、次ぎのページの位置図西25号線と書かれた資料をご覧ください。路線バス「温根湯線」、「留辺薬運動公園線」の経路である、北見市豊田において、バス利用者の利便性向上のため、西25号線バス停留所を新設することとなりました。現在、国道の道路管理者である北海道開発局北見道路事務所様で国道39号のバスレーン設置工事が進められております。バス停留所を新設するにあたり、この2路線は交通会議で協議した協議運賃の適用区間であるため、路線の内容変更があった際は、再度運賃の適用について協議が調っていることを確認する必要があります。資料4中ほどにございます、○協議事項 運賃の適用方法温根湯線及び留辺薬運動公園線に西25号バス停留所を追加する。但し、運賃は変更しないという内容についてご協議いたしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

浅野目会長 : たいだいま、事務局から説明がありました「西25号豊田バス停留所の新設について」です。これに対してご質問等がありましたらご発言をお願いします。よろしいでしょうか。それでは、ご承認いただけたという事で、運用させていただきますと思ひます。ありがとうございました。それでは、続きまして②の「次期公共交通計画の取り組みについて」を議題とさせていただきます。事務局より説明をお願いします。

田村係長 : 続きまして、次期公共交通計画の取り組みについてです。北見市では、平成24年3月に北見市地域公共交通計画を策定し、その後アクションプランを延長し、公共交通の利用促進施策の実施、交通マップの作成、コミュニティバスの導入、夕陽ヶ丘線の新設など各種施策を進めてきました。現在の計画の期間が、平成31年までという事もあり、次年度から次期公共交通計画の策定に取り組みたいと考えております。北見市の公共交通網形成計画の取り組みについて資料5をご覧ください。一般に網計画と呼ばれる計画について、説明してござい

ます。法的な位置付けとしては、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づいております。内容としましては、持続可能な地域公共交通網の形成に資する計画である、とされております。同計画の記載内容や策定を行う協議会については、同法施行規則等に定められています。北見市の取り組みスケジュールの案としましては、平成31年に夏と冬に実態調査を行い、課題の整理、方針を定めながら、また冬の調査結果を踏まえながら翌年度の秋ごろに計画策定したいと想定しております。また、法定協議会の構成員は、公共交通会議の構成員とほぼ重複しています。皆様のご協力をいただきながら、交通会議と並行して、網計画の法定協議会を進めていきたいと考えております。資料5の末尾に、地域公共交通計画と違いという欄と、次ぎのページにございますけれども公共交通網形成計画と公共交通計画法定協議会の位置づけの違いなどを記載しております。また、参考資料として、国土交通省の網形成計画についてのパンフレットも添付しております。参考にさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。以上です。

浅野目会長 : ただいま、事務局から「次期公共交通計画の取り組みについて」説明がありました。これに対してご質問ご意見等がありましたらお聞きしたいと思います。

田村係長 : 事務局から2つの計画について、簡単に何が違うのかということをご説明させていただきますと、公共交通会議につきましては、道路運送法に基づいて設置された会議となっております。計画や検討対象といたしましては、一般乗合でありますバスやタクシーや北見市等が行う有償運送についての協議を行っていただくことになっております。網形成計画については、面的なよりまちづくりと連携した計画としまして、現在の一般乗合事業の他にも、鉄道JRや空港空路その他港湾船舶とかもあればそちらもですけど、面的な計画とまた、まちづくりや観光施策等とより連携したまちづくりと連携した計画と位置付けられております。以上です。

浅野目会長 : いま、事務局から2つの計画の違いということでお話がございましたが、いかがでしょうか。何かご意見等がございますか。よろしいですか。ありがとうございます。それでは、計画の取り組みについては、そのような形で、具体的には今後また改めてという事になると思います。それでは5番目 その他でございますけれども、委員の皆様方より何かございますか。よろしいですか。それでは、事務局の方からは、何かございますか。

三浦課長 : 特にございません。

浅野目会長 : それでは、本日予定しておりました議題につきまして、全て終了いたしました。全体を通じて、何か確認しておきたいことなどがございませんか。よろしいですか。無いようですので、それでは、本日にしましては全て終了いたしましたので、これで、第4回北見市地域公共交通会議を終了させていただきたいと思っております。どうもご苦労様でした。